

(インターネット開示事項)

第93期定時株主総会招集に際しての インターネット開示事項

事業報告

企業集団の現況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社東京放送ホールディングス

事業報告

企業集団の現況

(1) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、テレビ・ラジオの放送および映像・音声ソフト等の制作・販売、文化事業を主に、これらに附随する保守、サービス等を行っております。

当連結会計年度における事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
メディア・コンテンツ事業	・放送関連事業 放送、番組制作、映像技術、美術制作、コンピュータグラフィックス、音声技術、照明技術、カメラ取材、CATV投資、映像投資、調査・研究等 ・各種催物、ビデオソフト等の企画・制作事業、CS事業 映像・音声ソフト制作・販売・配信事業、各種催物、番組販売、ビデオソフト制作・販売、アニメの企画・制作、音楽ソフト企画・制作
ライフスタイル事業	通信販売、雑貨小売、化粧品製造・販売
不動産・その他事業	・不動産賃貸・保守およびサービス事業 スタジオ管理、冷暖房管理、駐車場管理、機材リース、保険代理、不動産賃貸等

(注) 当社は、前連結会計年度において「放送事業」、「映像・文化事業」、「不動産事業」としていたセグメント区分を、当連結会計年度より「メディア・コンテンツ事業」、「ライフスタイル事業」、「不動産・その他事業」に変更いたしました。

(2) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

営業所名	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目3番6号

② 子会社

会社名	所在地
株式会社TBSラジオ、株式会社TBSテレビ（注1）、株式会社BS-TBS、 株式会社TBSスパークル、株式会社TBSグロウディア、 株式会社TBSメディア総合研究所、株式会社アックス、株式会社TBSテックス、 株式会社東通、株式会社ティ・エル・シー、株式会社赤坂グラフィックスアート、 株式会社日音、OXYBOT株式会社、株式会社シー・ティ・ビー・エス、 TCエンタテインメント株式会社、株式会社TBS企画、株式会社TBSサンワーク、 株式会社TBSヘクサ、赤坂熱供給株式会社	東京都港区
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス（注2）、 株式会社ライトアップショッピングクラブ、株式会社CPコスメティクス（注3）	東京都新宿区
株式会社Seven Arcs	東京都練馬区
株式会社緑山スタジオ・シティ	神奈川県横浜市
TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.	米国 ニューヨーク

（注1）株式会社TBSテレビは、大阪府大阪市に関西支社、神奈川県横浜市にテレビスタジオ、東京都墨田区にテレビ送信所を有しています。

（注2）株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、全国店舗網として「PLAZA」89店舗等と大阪府大阪市に営業所、静岡県焼津市に主要な工場を有しています。

（注3）株式会社CPコスメティクスは、東京都品川区・北海道札幌市・愛知県名古屋市・大阪府大阪市・福岡県福岡市に営業所を有しています。

(3) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	就業人員数	前連結会計年度末比増減
メディア・コンテンツ事業	3,950名	35名増
ライフスタイル事業	1,684名	1名減
不動産・その他事業	83名	1名減
全社（共通）	438名	32名増
合 計	6,155名	65名増

(注1) 当連結会計年度よりセグメント変更を行っているため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較しております。

(注2) 全社（共通）として記載されている就業人員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(4) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	1,800

(注1) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする5社によるものであります。

(注2) 連結子会社である株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、株式会社三井住友銀行と30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

（招集ご通知 P28 「資金調達の状況」 参照 借入実行残高なし、借入未実行残高30億円）

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり定めております。

はじめに

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかる。

当社は、企業集団として内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかる。

同委員会は、当社および当グループの取締役ならびに外部委員で構成し、以下の事項を所管する。

1. 内部統制体制の整備・評価・改善に関すること
2. 企業倫理の確立に関すること
3. リスクの管理および適正で効率的な業務の推進に関すること
4. 情報開示体制に関すること
5. 当グループ各社の取締役会の諮問に関すること

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役職員が守るべき基本的誓約とする。

また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかる。

(b) 「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たす。

(c) 当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役に勧告する。

- (d) 当社においては、常勤監査役に社外監査役が加わり監査役会を置いて監査を行う。特に重要な子会社である株式会社TBSテレビにおいては、監査役会は置かないが、社外監査役など当社に準ずる体制で監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
- (b) 取締役および監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動および業務プロセスに係る損失の危険を継続的にコントロールするために必要な「TBSグループ総合リスク管理基本方針」「TBSグループ総合リスク管理規定」等規程を定め、運用要領に基づくリスク・モニタリングを行い、「TBSグループ企業行動委員会」の小委員会である「TBSグループ総合リスク管理委員会」で、半年ごとに総括する。
- (b) 株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応する。
- (c) 投資および融資の管理、調整、その効率的運用をはかるため、「投融資管理規定」を定め、「投融資部会」が、投融資の適否の事前審査にあたり「グループ経営戦略会議」に諮るものとする。
- (d) 企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSグループ危機対応規定」を策定し、重大なリスクの現実化に対応する。
- (e) 「TBSグループ情報連絡会議」を設置して、リスクの現実化に際して、事案に対応するために必要な情報を集約し、情報の共有をはかる。
- (f) 「TBSグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、不正アクセスやコンピューターウィルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵奪等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催する。
- (b) 経営方針および経営戦略に係る重要事項については、原則として週1回開催される「グループ経営戦略会議」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (c) 総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「グループ経営戦略会議」が直接、長期経営計画の実施を推進・調整する。

(5) 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約として制定し、同憲章を具体的実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め、これを遵守する。
- (b) 法務・コンプライアンス統括室を、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させる。また、業務監査室を、内部監査部門として有効かつ適切に機能させる。
- (c) 当グループの内部通報制度として「TBSホットライン」を整備し、法令または社内規則に違反する事実等についての通報の受付窓口を、業務監査室および社外弁護士事務所に設け、適切に運用する。
- (d) 特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備する。

(6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当グループ各社共通の誓約・行動指針とし、当社は、グループ各社に対して、その遵守を徹底するため定期的なレビューを行う。
- (b) 傘下の放送局である株式会社TBSテレビ、株式会社TBSラジオ、株式会社BS-TBSにおいては、放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、各社の諮問に対する答申および建議を行う。
- (c) 当社に、「業務監査室」を置き、当グループ各社を含めた業務監査を行う。
- (d) 当グループ各社において、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」を策定し、内部統制体制を構築・運用するよう浸透をはかり、グループ内親会社・子会社関係の健全性を保つための体制を整える。
- (e) 当グループ各社は、「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかるための体制をつくり、運用する。

- (f) 当グループの業務の適正化と経営効率の向上をはかる目的で、「関係会社経営管理規定」を定め、子会社の取締役等が職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整えるとともに、関係会社の指導および育成を促進する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役への報告に関する体制

① 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項と当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員は監査役の指示に基づき監査役の補助を行い、その人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得る体制を確保する。
- (b) 監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐させることとし、調査本部の調査に係る費用は会社が適切に負担する。

② 取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告する。また、報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (b) 監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- (c) 「TBSグループ情報連絡会議」「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (d) 監査役は、業務監査室が行った内部監査の結果について報告を受ける。
- (e) 監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができる。
- (f) 監査役、会計監査人、業務監査室と法務・コンプライアンス統括室は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有する。
- (g) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の意思を尊重して、適切に会社が負担する。

③ 当社の子会社の取締役等および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) グループ各社において、取締役および職員が、重要なリスクや内部統制に関する事項について当社監査役に報告する体制とともに、当社監査役が、随時、必要に応じて、グループ会社の取締役および監査役または職員に対する報告を求めることができる体制を確保する。
- (b) 監査役に報告を行ったグループ会社の取締役または監査役および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱を受けない体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づく「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って、総合リスク管理規定、文書管理規定その他の社内規定を整備の上、総合リスク管理委員会その他の各種委員会を開催する等、内部統制担当部署が中心となって、内部統制システムの整備・運用を進めています。また、企業集団としての内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかっています。

当期末時点において、当社の内部統制システムが「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って適切に実施され、有効に機能していることについて、内部統制担当部署と業務監査室が、取締役会その他の重要会議の議事録の閲覧、各部署からの報告書の受領ならびにヒアリングの実施等により、確認を行っています。このほか、指摘すべき具体的な運用状況として、とりわけ次の点を挙げることができます。

- (1) リスク管理については、「総合リスク管理規定」に基づき、①会社の経営目標および内部統制目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与える「重点項目」の特定、④リスクを最小化すべく「重点項目」への対応計画の策定、⑤「重点項目」への対応の進捗状況の確認、という過程を通じて推進しています。対応計画の策定・実施については各専門部署が主体となり、全社的に対応し、総合リスク管理委員会が統括しています。
- (2) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備については、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」により、企業集団として遵守すべきルールを定め、各社に遵守を求めています。総合リスク管理委員会と内部統制担当部署は、対象会社が、当該ルールに沿って業務を適正に実施しているかをチェックし、課題がある場合には、改善を求めています。

- (3) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの運用については、「適正業務調査特別小委員会」を設置して、対象会社における業務の適正を確保するための体制について調査を行い、TBSグループ企業行動委員会に報告しています。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するために行われる内部統制については、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところにしたがって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きにより、その有効性を自ら評価し、結果を外部に報告しています。評価は「財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する規定」にしたがって社長が実施し、直属の業務監査室がこれを補佐しています。業務監査室は会計監査人と協議のうえ評価の範囲等を定めた評価計画を策定し、内部統制の整備状況および運用状況の評価を実施しています。不備が検出された場合は、当該対象プロセスにおける内部統制責任者に是正を勧告するとともに、年度末に不備を集計し、社長および取締役会、監査役等に報告しています。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しましたが、当社グループの新たな中期経営計画「グループ中期経営計画2020」の策定と実行に伴い、2018年4月3日の同取締役会において当該中期経営計画に関わる部分について、以下のとおり改定を行いました。

(1) 基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、持続可能な社会とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉と其中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとし、また、この度、当社グループの新しい中期経営計画として、2018年2月8日に「グループ中期経営計画2020」を策定し、その実現に取り組んでまいります。

(2)「グループ中期経営計画2020」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取り組み

当社グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存です。その一方、デジタル・コンテンツ・ビジネスのリーディングカンパニーとしてさらなる飛躍を目指すため、当社グループの中期経営計画「V! up」プランを策定して、2006年度よりその遂行に取り組み、2014年度に至る上記中期経営計画を「グループ経営計画 2014」として改定して遂行し、デジタルデバイスの発展・進化や、経営環境の変化を受けて、2013年5月10日に「グループ中期経営計画2015」を策定し、2016年5月11日には、これを引き継ぐ形で「グループ中期経営計画2018」を策定しました。さらに、放送と通信の融合の時代、ポスト2020年東京オリンピック・パラリンピックの時代を見据え、TBSグループの基盤を一層強化するため、2018年2月8日に「グループ中期経営計画2020」を策定しております。

当社グループは、「グループ中期経営計画2020」の遂行を通じて、「TBSテレビの競争力向上、最強・最良コンテンツを創出」、「TBSシナジーを生む総合メディアの多様化と挑戦」、及び「TBSグループが果たすべき社会的責任の遂行」という3つのアプローチによって、放送と通信の融合の時代、また、ポスト2020年東京オリンピック・パラリンピックの時代を見据えた、当社グループならではの「TBSクオリティ」の確立を目指し、当社および当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいる所存です。

(3)基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みの概要

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思をさらに重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、2007年6月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「2007年株主総会決議」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が2009年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法および金融商品取引法の改正および施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得て、2007年株主総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。なお、以下の記載は、事業報告における記載の分かりやすさを確保する観点から、本プランの内容を一部簡略化したものです。

1. 本プランの概要

(a) 本プランの発動にかかる手続

(i) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものいたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(iv)のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記(ii)、(iii)および(v)ないし(vi)の手続に従って決せられることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等
- ③ 当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(ii) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記(iii)に定義されます）および当該期間における検討の結果下記(vi)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わない

こと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

- ① 買収者グループの概要
- ② 大規模買付行為等の目的、方法および内容
- ③ 大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容
- ④ 大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯
- ⑤ 大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け
- ⑥ 大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- ⑦ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針
- ⑧ 当社の認定放送持株会社としての、およびTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方
- ⑨ その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(iii) 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記①または②の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

- ① 対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものいたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行います。特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものといたします。なお、かかる費用は当社が負担するものといたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することといたします。

(iv) 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

- ① 例外事由該当者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、
- ② 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または
- ③ 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

(v) 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものといえます。

(vi) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記(v)の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといえます。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものといえます。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものといえます。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといえます。

(vii) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記(iii)にもとづく対応措置発動の勧告または上記(v)にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものといえます。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2019年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、さらに3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、その時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2. 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし2名、社外監査役のうちから1ないし2名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から3ないし4名をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3. 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1. 本プランの概要」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされます）における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。

(d) 当社による新株予約権の取得

- (i) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあります。
- (ii) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとし、することがあり得ます。
- (iii) 上記(i)の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記 新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、2007年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置づけるとともに内容の一部改定を行い、2007年株主総会決議において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、2009年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、2007年株主総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が2006年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認すること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていること等から、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,986	46,751	281,372	△57	383,053
当期変動額					
剰余金の配当			△5,234		△5,234
親会社株主に帰属する 当期純利益			30,174		30,174
合併による減少			△162		△162
自己株式の取得				△3,991	△3,991
自己株式の処分		0		96	96
連結子会社株式の取得 による持分の増減		722			722
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	722	24,778	△3,894	21,606
当期末残高	54,986	47,474	306,150	△3,952	404,659

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	201,539	25	△2	△2	201,560	16,677	601,291
当期変動額							
剰余金の配当							△5,234
親会社株主に帰属する 当期純利益							30,174
合併による減少							△162
自己株式の取得							△3,991
自己株式の処分							96
連結子会社株式の取得 による持分の増減							722
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△27,634	0	△15	△209	△27,858	△3,107	△30,966
当期変動額合計	△27,634	0	△15	△209	△27,858	△3,107	△9,360
当期末残高	173,905	26	△17	△211	173,701	13,569	591,931

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

事業報告「重要な子会社の状況」(招集ご通知 P33)に記載のとおりであります。

当社の連結子会社であった(株)グランマルシェ、(株)TBSサービス、(株)TBSトライメディア、(株)TBSプロネックス、(株)ベクテは、(株)TBSグロウディアにより吸収合併され消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(株)TBSグロウディアは重要性が高まったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(株)TBSヘクサは、2020年3月25日付で当社を分割会社とする新設分割により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった(有)アークトゥールス、(株)セブン・アークスは、当社の連結子会社である(株)セブン・アークス・ピクチャーズにより吸収合併され消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、(株)セブン・アークス・ピクチャーズは2019年10月1日付で、(株)Seven Arcsに商号変更しております。

当社の連結子会社であったゴルフネットワークプラス(株)は、保有株式売却に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

(株)テレパック

非連結子会社32社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

持分法適用の関連会社の数 3社

主要な持分法適用の関連会社の名称 (株)WOWOW、(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパン

(2) 持分法非適用会社

主要な持分法非適用会社の名称 (株)キッズステーション

非連結子会社32社及び関連会社19社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.の決算日は12月31日です。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

構築物

定額法（ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法）

その他

定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

毎期均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末までの負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
- ④ 環境対策引当金……………環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を合理的に見積り、計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段

買掛金に対するデリバティブ取引（為替予約取引）。

支払利息に対するデリバティブ取引（金利スワップ取引）。

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。

ヘッジ方針

為替変動リスク

ヘッジ対象を限定、原則として実需の範囲内で行っております。

金利変動リスク

借入金の利息削減のため、固定金利と変動金利を交換。

ヘッジの有効性の評価方法

キャッシュ・フロー及び時価の変動を分析し有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部子会社は給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、主として発生時より、数理計算上の差異は、主として翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ のれんの償却に関する事項

発生年度以後20年以内で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度の損益として処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

商品及び製品	8,518百万円
番組及び仕掛品	6,176百万円
原材料及び貯蔵品	657百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 221,367百万円

3. 保証債務

従業員の住宅ローン	799百万円
-----------	--------

4. 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から

控除している額	2,714百万円
---------	----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項**

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	174,709,837	—	—	174,709,837
合計	174,709,837	—	—	174,709,837
自己株式				
普通株式(注1,2)	43,205	2,398,366	△52,745	2,388,826
合計	43,205	2,398,366	△52,745	2,388,826

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,398,366株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,396,700株、単元未満株式の買取りによる増加1,666株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少52,745株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

2. 配当に関する事項**(1) 配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,970	17	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	2,264	13	2019年9月30日	2019年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,930	利益剰余金	17	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、主要取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金、設備資金、事業資金、借入金返済資金等であります。

デリバティブ取引は為替変動リスク、金利変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。なお、内部管理規程に従い、原則として実需の範囲で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	85,419	85,419	－
(2) 受取手形及び売掛金	41,476	41,472	△3
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	600	598	△1
② 関係会社株式	9,171	10,899	1,728
③ その他有価証券	350,023	350,023	－
(4) 支払手形及び買掛金	(38,479)	(38,479)	－
(5) 未払金	(15,510)	(15,510)	－
(6) 長期借入金	(1,800)	(1,800)	－
(7) デリバティブ取引	7	7	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらのほとんどは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額20,825百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 「(6) 長期借入金」に1年内返済予定の長期借入金1,200百万円を含んでおります。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	当連結会計年度末の時価
85,333	313,784

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。その他の物件については、主として「不動産鑑定評価基準」を参考に自社で算定した金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	3,356円30銭
2. 1 株当たり当期純利益	173円28銭

(企業結合に関する注記)

完全子会社間の合併について

当社完全子会社である(株)TBSグロウディア、(株)グランマルシェ、(株)クレイ、(株)TBSサービス、(株)TBSディグネット、(株)TBSトライメディア、(株)TBSプロネックス、(株)ベクテは、2019年4月1日を効力発生日として、(株)TBSグロウディアを存続会社とする吸収合併を行いました。

1. 合併の要旨

(1) 合併当事企業の名称及び当該事業の内容

吸収合併存続会社 事業の内容	(株)TBSグロウディア 興行・催事、番組販売、TVショッピング等の物品販売等
吸収合併消滅会社 事業の内容	(株)グランマルシェ TVショッピング等の物品販売等
	(株)クレイ 番組販売、労働者派遣事業等
	(株)TBSサービス 興行・催事、番組販売等
	(株)TBSディグネット デジタル関連事業等
	(株)TBSトライメディア 番組制作、興行・催事等
	(株)TBSプロネックス ラジオ番組制作等
	(株)ベクテ デジタル関連事業

(2) 合併の目的

「グループ中期経営計画 2020」で発表している「グループの構造を見直し、グループの力を結集」を実現するために、TBSグループの各子会社に分散していた興行・催事、番組販売、TVショッピングをはじめとする物品販売、映像関連、ラジオ関連、デジタル関連等の機能を(株)TBSグロウディアに統合しました。

(3) 合併の日程

効力発生日及び事業開始日 2019年4月1日

(4) 合併の法的形式

(株)TBSグロウディアを存続会社、(株)グランマルシェ、(株)フレイ、(株)TBSサービス、(株)TBSディグネット、(株)TBSトライメディア、(株)TBSプロネックス、(株)ベクテの7社を消滅会社とする吸収合併方式

(5) 合併後企業の名称

(株)TBSグロウディア

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	54,986	55,026	－	55,026	4,217	194,312	28,487	227,017
当期変動額								
剰余金の配当							△5,234	△5,234
当期純利益							32,369	32,369
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	0	0	－	－	27,134	27,134
当期末残高	54,986	55,026	0	55,026	4,217	194,312	55,621	254,151

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3	337,026	84,404	84,404	421,431
当期変動額					
剰余金の配当		△5,234			△5,234
当期純利益		32,369			32,369
自己株式の取得	△3,991	△3,991			△3,991
自己株式の処分	96	96			96
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,065	2,065	2,065
当期変動額合計	△3,894	23,240	2,065	2,065	25,305
当期末残高	△3,898	360,266	86,470	86,470	446,737

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物

定額法

構築物

定額法 (ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法)

その他

定率法

無形固定資産

定額法。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法。

長期前払費用

每期均等償却

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までの負担額を計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に費用処理することとしております。 |
| (4) 環境対策引当金 | 環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を合理的に見積り、計上しております。 |

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	37,621百万円
2. 保証債務	
従業員の住宅ローン	799百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	460百万円
短期金銭債務	411百万円
長期金銭債務	52百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業収益	2,660百万円
営業費用	1,878百万円
営業取引以外の取引高	10,674百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	1,786	2,398,366	△52,745	2,347,407
合 計	1,786	2,398,366	△52,745	2,347,407

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,398,366 株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加 2,396,700 株、単元未満株式の買取りによる増加 1,666株であります

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少52,745株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
投資有価証券及び関係会社株式	4,158
退職給付引当金	2,613
未払事業税	450
賞与引当金	81
その他有価証券評価差額金	△38,103
その他	630
小計	△30,168
評価性引当額	△4,441
合計	△34,610

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費	0.07%
受取配当金	△8.26%
その他	0.88%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.31%

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)TBSテレビ	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	(66,839) (注2)	関係会社 短期借入金	23,025
				利息支払 (注1)	246	—	—
子会社	(株)BS-TBS	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	409 (注2)	関係会社 短期借入金	14,936
子会社	(株)TBSブロードメディア	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	8,410 (注2)	関係会社 短期借入金	8,490
子会社	(株)日音	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	913 (注2)	関係会社 短期借入金	8,076

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 短期資金の借入と返済の純額を記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2,591円85銭

2. 1株当たり当期純利益

185円84銭